

埴岡委員

「がん対策推進基本計画イメージ（たたき台）」について

がん対策推進協議会会長 堀添忠生様

2007年4月23日
がん対策推進協議会委員 堀添忠生

協議会の審議のとりまとめ、ありがとうございます。また、今回は特別のご配慮により、意見提出の機会を作っていただき、心より感謝しております。

がん対策推進基本計画は、今後の日本のがん対策、がん診療を大きく左右するもので、この計画の質と内容によって、毎年万人単位の人命および多数の患者さんのQOL（生活の質）が異なってくるものです。それを審議するがん対策推進協議会は誠に大きな責務を担っており、実質的かつ濃密な議論をすることが求められていると認識しております。

今回はまず、骨格に関する意見を下記に申し述べさせていただきます。

記

■ 1 基本趣旨について

●がん対策基本法

がん対策推進協議会はがん対策基本計画の基本理念をよく理解し、それに基づいたがん対策推進基本計画を策定することが求められていると認識いたします。これまで2回の協議会審議では、基本認識が不十分であると感じます。基本認識がずれたままでは、がん対策基本法の理念に基づいたがん対策推進基本計画を策定することは困難であると考えます。

●第1条

がん対策基本法の第1条（目的）には、この法律の趣旨として、「がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため」とあります。また、この文言は、法案作成の過程のなかで、現状肯定のみならず問題認識を含めるために修正されたものであり、特に重い意味を持ちます。背景には、がん患者・家族関係者および国民からここ数年高まった「治療格差への疑問」「(いわゆる)“がん難民”を無くしたいという訴え」があります。

●第2条

第2条（基本理念）には、「がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。」と明記されています。第2条は、がん対策基本法の基本

理念を規定したのですから、がん対策推進協議会の際には常に念頭においておくことが必要だと思います。また、第1項は従来のがん対策の延長線上にあることと考えられますが、第2項、第3項は上記がん対策基本法第1条のところで述べたような趣旨に基づいて、基本理念に特に入れられておるものです。

第2項　がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）を受けることができるようすること。

第3項　がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方針等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。

よって、今後、これまでのがん対策を修正・発展させるためには、この第2項および第3項は特に重視しておく必要があります。私は、先日の第2回協議会席上において第2条第2項を読み上げさせていただきましたが、これまでの審議およびがん対策推進基本計画（たたき台）では、第2条第2項、第3項への認識および反映が不十分と感じております。これから審議においては、第2条の第1項のみならず、第2項、第3項を特に重視していただくことが必要と考えます。

■2　がん対策基本計画の骨子について

がん対策推進協議会の席上におきまして、「計画の幹、枝、葉をよく認識して議論していくこう」との議論が出ていていることに強く共感いたします。今後、計画が実効力をもち、全国に浸透していくためには、まず、幹としての骨格を議論し、コンセンサスを形成しておくことが欠かせません。その上に各論を構築していくかなければ議論が行き来する可能性が大きくなります。私は第1回協議会の席上で、例として次の7点を挙げさせていただきました。がん対策基本法の趣旨と基本理念に照らし合わせて、このような基本方針を確認したうえで、がん対策推進基本計画に明記しておくことが必要と考えます。

- 1 戰略性：目的とそれを達成するための道筋が明確で、施策の優先付け、関連性が十分に考慮されていること
- 2 包括性：がんの予防から治療まで、医療技術から心のケアまで、国の役割から関係する多数の当事者の役割と相互協力体制まで、計画が有機的に実行されるという観点から包括的に盛り込まれて記述されていること

- 3 数値目標：最終成果に結びつく指標を幅広く設定する、もしくはその方針を明記すること。その際、1戦略性、2包括性を踏まえることが重要です
- 4 進捗管理：毎年・3年程度ごとに計画の進捗度合いを合理的に判定する仕組みを組み込むこと。いわゆる「PDCA（計画・実行・評価・行動）サイクル」を実施すること。協議会がPDCAサイクルを継続してモニターすることを明記すること
- 5 協力体制：国と地方自治体、地域内の各医療関係者、官と民などの協力関係を組み込むこと
- 6 地域連携ネット形成：地域内での緻密な医療連携ネットワークを形成すること
- 7 財源確保：施策を実現するための公的補助金、診療報酬などの裏付けを作ること。（がん対策基本法第8条　政府は、がん対策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。）

■ 3 英知を集めた総合的な計画づくり

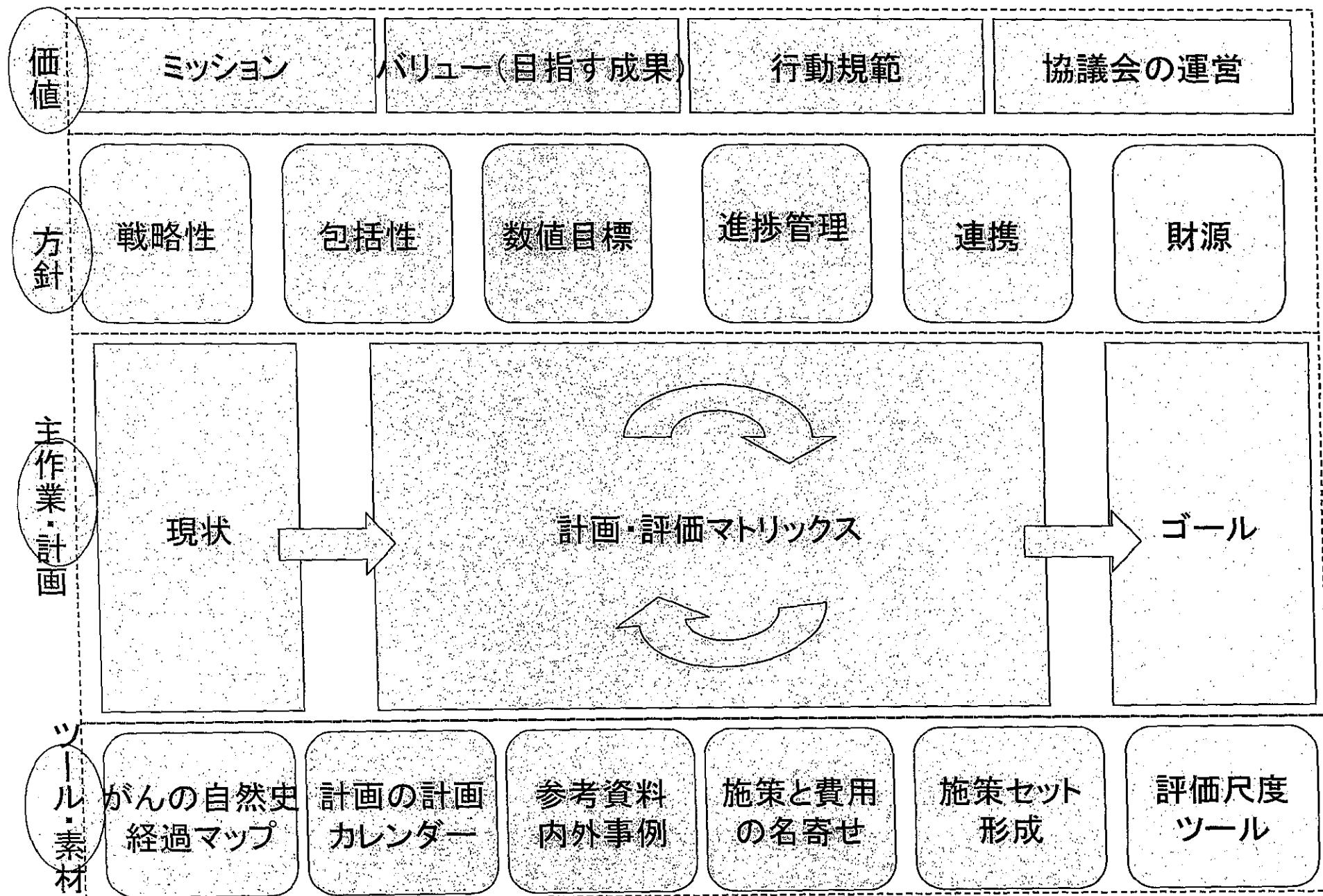
内外の英知を集め、良いプロセスによって、良い計画を作ることに全力をあげる必要があると思います。がんやがん対策の現状を示すデータ、既存の研究、医療分野・他分野での有効な手法、がん対策の海外での動向や成功事例、国内の好事例などを集約し、正しいプロセスを迅速に動かして期限を守り計画を策定することに、全力を挙げたいものです。

参考資料1として、「計画全体のイメージ図」を付記いたします。また、参考資料2として、第1回協議会の席上で説明いたしました、「目標設定全体取りまとめ図」を示します。

なお、本日は「幹に関する意見」とのことでしたので、骨格に関しての意見とさせていただきました。枝、葉を含めた資料はあらためて提出させていただきます。

がん対策基本法の精神に基づいた、実効性ある包括性のある優れたがん対策推進基本計画を策定するため、微力ではありますが、協議会委員のみなさま、事務局のみなさまと一致協力して進みたいと考えております。優れたがん対策推進基本計画策定のため、会長のリーダーシップと采配に強く期待するものです。

がん対策推進基本計画の基本イメージ



●分野と当事者の表によって評価(目標設定⇒評価)(ビジョン、定性的目標、数値目標)

	国	地方公共団体	医療保険者	国民	医師医療関係者	(医療機関)	...
1 予防							
2 早期発見							
3 診断治療							
4 治療ネットワーク							
5 情報提供							
6 ケア							
7 終末期医療							
8 サバイバー・シップケア							
9 がん登録・統計・臨床指標							
10 研究開発							
...							

●評価の視点

成果達成

患者・国民の視点を中心に

連携や施策セットの波及

.....